

みどりのまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民や団体が行う優良な緑化事業への補助金交付に関し、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、豊田市の市街化区域全域及び市街化調整区域内の既存集落に存在する敷地及び建築物（以下「敷地等」という。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理する敷地等は除く。）において優良な緑化事業を行う者に対して補助を行うことにより、緑豊かな環境の創出及び都市環境の改善を積極的に推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化施設 植栽その他の緑化のための施設及びこれに付属して設けられる園路、土留その他の施設のうち、この要綱の規定により補助金を申請して設置されるものをいう。
- (2) 緑化事業 緑化施設の設置を行うことをいう。
- (3) 屋上緑化 建築物の屋上又は屋根における緑化事業をいう。
- (4) 壁面緑化 建築物の外壁における緑化事業をいう。
- (5) 駐車場緑化 駐車場における緑化事業をいう。
- (6) 空地緑化 建築物その他の構造物の水平投影以外の部分における緑化事業のうち、駐車場緑化及び生垣設置以外のものをいう。
- (7) 生垣設置 樹高のほぼ均一な樹木を列植した垣根の設置をいう。

(補助の対象)

第4条 市長は、市街化区域全域及び市街化調整区域内の既存集落に存在する敷地等において別表第1に定める緑化事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。ただし、申請時点において当該年度の予算の範囲を超過する場合又は超過するおそれがある場合には、申請を拒否し、以降の申請受理を停止することができる。

2 緑化事業は、別表第2に定める評価項目を一つ以上満たしているものでなければならない。

3 緑化事業は、第6条の規定により補助金の交付を申請し、第7条の規定による交付決定通知書の受理以降に着手し、かつ、当該年度の3月15日（同日が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）に規定する休日に当たるときはその直前の休日以外の日）までに、第11条に定める事業実績報告の手続が完了するものでなければならない。

- 4 緑化施設の管理者（以下「管理者」という。）と補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、同一でなければならない。ただし、管理者と申請者が異なる場合において、管理者と申請者の間で、緑化施設の管理義務を管理者が負う旨の取り決めがなされているときは、管理者と申請者は同一とみなすものとする。
- 5 申請者が緑化施設の存する敷地等の所有者と異なる場合は、当該敷地等の所有者の承諾を得たうえで申請しなければならない。
- 6 緑化工法、緑化資材の営業を目的とした緑化事業は、補助の対象としない。
- 7 土地、建物に定着していない移動可能なものによる緑化事業は、補助の対象としない。
- 8 過去にこの要綱に基づく補助を受けて緑化施設を設置した箇所に再度緑化施設を設置する場合は、補助の対象としない。
- 9 他の事業により助成を受ける緑化事業は、補助の対象としない。
- 10 水流、池の設置及び植栽した個体の生育期間が1年から2年程度しか見込めないものによる緑化事業は、補助の対象としない。
- 11 市税を滞納している者が行う緑化事業は、補助の対象としない。
- 12 緑化事業を行う敷地等について、他の法令等による緑化義務が存する場合は、その義務の範囲内に限り、補助の対象としない。

（補助の内容）

- 第5条 補助金の交付額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、その金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 敷地等において、別表第1に定める緑化事業を重複して行う場合において、合計金額が500万円を超える場合にあつては、500万円を上限金額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、みどりのまちづくり推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、3部を緑化事業に着手する前に市長に提出しなければならない。ただし、第8号に掲げる書類については申請者が第4条第4項ただし書に該当する場合、第9号に掲げる書類については申請者が第4条第5項に該当する場合、第11号に掲げる書類については申請者が団体の場合、第12号に掲げる書類については申請者が法人の場合、第13号に掲げる書類については申請者が法人以外の団体の場合に限る。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 事業費総括表（様式第1号の3）
- (3) 事業費内訳明細書（様式第1号の4）
- (4) 事業費を証明する書類（見積書等）
- (5) 事業場所の位置図
- (6) 事業に係る図面（計画平面図、緑化構造図）
- (7) 現況写真
- (8) 管理者が管理義務を負う旨の取り決め書
- (9) 事業実施敷地等所有者の承諾書
- (10) 納税証明書（市税の完納が証明されているもの）
- (11) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するもの

- (12) 法人登記簿
- (13) 会員名簿（様式第1号の5）
- (14) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、申請者にみどりのまちづくり推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付決定を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条の規定により補助金等の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（事業計画の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、事業内容の変更を行おうとするときは、みどりのまちづくり推進事業計画変更承認申請書（様式第3号）に事業の変更内容がわかる書類を添付して、3部を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業内容の変更の申請があったときは、その内容を審査した上、補助金の交付決定を変更し、みどりのまちづくり推進事業補助金変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。ただし、補助金の交付額は前条の

規定により通知した交付決定金額を上限とする。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、みどりのまちづくり推進事業中止・廃止承認申請書(様式第5号)1部を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を申請者にみどりのまちづくり推進事業中止・廃止承認通知書(様式第6号)により通知する。

(表示板の設置)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者は、「あいち森と緑づくり税」を活用した交付事業により緑化事業を実施した旨を表示した表示板(様式第7号)を、事業完了から事業完了報告までの間に、緑化施設が存在する敷地内であって不特定多数の者が判読できる箇所に設置しなければならない。

(事業実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、速やかにみどりのまちづくり推進事業実績報告書(様式第8号)1部に、次に掲げる書類について1号及び2号にあっては3部、3号にあっては2部、4号から6号にあっては1部を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第8号の2)
- (2) 事業に係る図面(完了平面図、緑化構造図)
- (3) 写真(着手前、完了後、表示板の設置が確認できるもの)
- (4) 市ホームページ公開用写真データ
- (5) 事業費用支払い領収書の写し又はそれに類するもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、書類審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、みどりのまちづくり推進事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)により申請者に補助金の額の確定を通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額の確定を通知した申請者から豊田市予算決算会計規則(昭和63年規則第23号)に規定する請求書(様式第29号その3)が提出された後に、補助金を交付するものとする。

(市ホームページでの公開)

第14条 市長は、前条の規定により補助金を交付した後、申請の概要及び第11条第4号の規定により提出のあった写真データを、速やかに市ホームページにより公開するものとする。なお、申請者が申請時において氏名及び住所の公開を希望しない旨を事業計画書に記載した場合は、これらを公開しないことができる。

(樹木等の管理)

第15条 補助金の交付を受けた申請者は、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって、樹木等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

(状況確認)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた申請者に事前に通告を行った上で、補助金を受け事業を施行した敷地等に立ち入り、状況を確認することができる。

2 補助金の交付を受けた申請者は、市長が前条の目的を達成するために必要と認めるときには、みどりのまちづくり推進事業補助金交付対象緑化施設状況報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して、1部を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 事業場所の位置図

(2) 状況写真

(3) 市ホームページ公開用写真データ

3 第14条の規定は、前項の規定によりみどりのまちづくり推進事業補助金交付対象緑化施設状況報告書の提出があった場合に準用する。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、申請者にみどりのまちづくり推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するとともに、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。

(3) 補助を受けた緑化施設を故意に破壊又は緑化施設以外の用途に転用したとき。

(4) 申請時に選択した別表第2に定める評価項目の全てを欠いたとき。

(5) 前条第1項の規定による状況確認又は前条第2項の規定によるみどりのまちづくり推進事業補助金交付対象緑化施設状況報告書の提出を、正当な理由なく拒んだとき。

(6) 前条第1項の規定による状況確認又は前条第2項の規定によるみどりのまちづくり推進事業補助金交付対象緑化施設状況報告書により、緑化施設の維持管理に著しい瑕疵があると認められるとき。

(7) 第7条第2項各号のいずれかに該当するとき。

2 申請者が、補助金の交付を受けた緑化施設を避けがたい事由により除却せざるをえないときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第18条 補助金の交付を受けた申請者は、当事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助金の交付を受けた申請者が、前項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(雑則)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

緑化事業	対象規模	補助金交付額	補助対象経費
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化 生垣設置	緑化面積100㎡程度以上 生垣設置については延長50m以上	補助金交付額は、補助対象事業費の1/2以内で次の条件の範囲内とする。 1 補助金交付額の総額は1件当たり500万円を上限額とする。 2 屋上緑化、壁面緑化及び空地緑化は、緑化対象面積に1㎡当たり3万円を乗じて得た額を上限とする。 3 駐車場緑化は、緑化対象面積に1㎡当たり2万円を乗じて得た額を上限とする。 4 生垣設置は、対象生垣延長に1m当たり5千円を乗じて得た額を上限とする。 5 補助金交付額が10万円未満の場合は、交付しない。	屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費の費用のうち、植栽、植栽基盤整備（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）、灌水施設整備、園路整備に係る費用及び生垣設置に係る費用並びに第10条の表示板の設置に係る費用。 （ただし、水流、池及び植栽した個体の生育期間が1年から2年程度しか見込めないものは除く。）

別表第1における緑化対象面積の算出方法は、都市緑地法施行規則第9条第1項第1号並びに第2号のイ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法を準用する。

別表第2（第4条関係）

評価項目	優良な緑化の要件
公開性	次のいずれかに該当するもの （1）緑化施設が存在する敷地等に、不特定多数の者の求めに応じ立ち入らせることができる （2）市ホームページにおける氏名、町名及び工事完了後の写真の公開並びに年1回の市ホームページ更新用写真データ提出に同意できる（個人宅に係る申請に限る） （3）緑化施設の状況を、自身のホームページ等で公開できる（ただし、補助金交付から5年間は最低6ヶ月に1回の頻度で更新を行うこと） （4）生垣設置の場合、公道に50%以上接している

面積又は延長	緑化面積の合計が150 m ² 以上あること 生垣設置にあつては、延長が75 m以上あること
緑化率	緑化面積／敷地面積が15%以上あること
植栽率	緑化面積の25%以上あること